

時事会計 No. 40

旧長銀事件裁判と「公正な会計慣行」

－法と会計－

キーワード：公正な会計慣行、真実かつ公正な概観、不良債権の償却・引当金、資産査定通達（大蔵省）、自己査定基準、有価証券報告書の虚偽記載、違法配当、不良債権隠し、刑事と民事、SOX法。

主要記事：『日経新聞』08年2月20日、4月28日、7月19日、29日（夕刊）

関連資料：『商事法務』08年8月25日号、10月5-15合併号

今回のトピックは旧長銀（日本長期信用銀行）事件裁判で争点になった「公正な会計慣行」をめぐる論点を取りあげる。特に、「公正な会計慣行」に関する最高裁の初めての判決という点で意義のあるトピックであり、また法と会計の双方にからむ格好のトピックといえる。法律は素人だが、またそれゆえに、必ずしも法理だけの議論に終始（限定）せず、またプリミティブな疑問も含めて議論してみたい。

事実経過－逆転無罪へ

旧長銀は1998年10月、バブル崩壊で多額の不良債権をかかえて破綻、破綻時の債務超過額はおよそ2兆6500億円であった。東京地検は、破綻前の98年3月期決算で不良債権処理に必要な償却・引当金を約3130億円過小に見積もった虚偽の有価証券報告書を提出（証券取引法違反）、また原資がないのに株主に約71億円を違法配当した（商法違反）、として旧経営陣3人を起訴した（「日経」08年2月20日）。

一審（02年9月）、二審（05年6月）は有罪、被告は上告し08年7月18日、最高裁は原判決を破棄し無罪とした。以上が、旧長銀事件の事実経過である。

（ここに『日経新聞』08年7月29日が入る）

争点は何－法と会計

争点は、関連ノンバンク等に対する貸出金の資産査定（自己査定）が、「公正な会計慣行」に反するものであるかどうかである。まさに法と会計の両サイドがからむ、そして極めて根本的な争点といえる。

少し具体的にみると、旧長銀の98年3月期決算の不良債権の査定で、ちょうど1年前に出された（旧）大蔵省の資産査定通達（「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」）ではなく自己査定に基づいたことが、「不良債権隠し」にあたるかどうか、これが最大の争点となった。

したがって、逆から言えば、（旧）大蔵省の資産査定通達が“唯一の”「公正な会計慣行」といえるかどうか（二審では資産査定通達が「唯一公正な会計慣行だった」と指摘）、これが争点になったわけである。

先に法と会計の双方がからむと述べたが、とりわけそれが民事事件だけでなく、刑事事件（罪刑法定主義）として争われただけに、法サイドにとっても、また会計サイドにとっ

でも根本的な論点をもつ裁判といえる。

ちなみに、同じく粉飾決算事件ではあっても、カネボウ事件やライブドア事件ではそもそも適正な会計処理自体がなされず、したがって「公正な会計慣行」が争われる余地はまったくない、という点で基本的に異なるといえる。

なぜ無罪一判決理由の要旨

最高裁判決が下った翌日の「日経新聞」7月19日に、判決理由の要旨がある。そのポイントを列挙しよう。

- ① 資産査定通達は大枠を示す定性的なもので具体的な適用は不明確だった。
- ② 資産査定通達はガイドライン的で、事務連絡は金融機関一般に公表されていなかった。
- ③ この新基準で行えば銀行経営が危うくなる可能性が大いにあった。
- ④ 新たな基準（通達）を厳格に適用すべきだとは考えず、他の大手18行中14行が長銀と同様の扱いだった。
- ⑤ 新基準（通達）が従前の基準（自己査定）を排除して厳格に従うべきものかどうか不明確な過度的状況では、それまで「公正な会計慣行」だった従前の基準で査定をしたからといってただちに違法とはいえない。

そして、一審、二審判決を、事実を誤認して法の解釈を誤ったとし、これを破棄しなければ著しく正義に反する、としている。

しかしながら、④経営が危うくなるからという理由で、自己査定基準で行うことの妥当性、⑤18行中14行といっても4行は通達基準（新基準）で厳格な査定を行っている事実をどうみるか、⑥「公正なる会計慣行」に直ちに反するものではないからといって、それが当時の状況からして真に「公正」な会計処理といえるのかどうか、⑦旧商法285条ノ4（金銭債権の評価額）の「取立ツコト能ワザル見込額」という規定は（その評価額の決定において）「公正なる会計慣行」だけでしかその法的根拠は争われないものなのか、⑧一般取引先とは異なる関連ノンバンク等への貸付金とはいえ、その金額の大きさからして債権者など利害関係者の利益が著しく損なわれているかどうかの法的判断はなされているのかどうか、などの素朴な疑問が残る。この点は後述する。

いくつかの論調では、この逆転無罪判決はある種当然の判決であり、（旧長銀に限らず一般に）経営者も監査人も「ほっとしている」としているが、本当にそうなのか。そこに、（法理上の“限界”によって）「助かった」という側面もありはしないか。

「公正な会計慣行」とは

では、そもそも「公正な会計慣行」とはいかなるものか。旧商法32条2項では「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」、会社法431条では「株式会計の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されている。また、会社計算規則3条は「企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」としているように、必ずしも明文化された会計基準に限られない。

ここで「慣行」という用語が何を意味するか必ずしも明確なものではないが、上記の会社計算規則3条では「基準」と「慣行」とが区別されているように見える。ちなみに金融商品取引法までくると、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」（財務諸表規則1条1項）となり、「慣行」はでてこない。商法（19条1項）や会社法（431条）では「慣行」といっているのので、ここに会計基準を含む（広義の）「慣行」と、会社計算規則や金融商品取引法での基準とは区別されるかたちでの（狭義の）「慣行」がありそうである。例えば先の会社計算規則3条での（狭義の）「慣行」としては、中小会社の会計処理やいわゆる「指針」などが想定される。ともかくも、それとは区別される「基準」はそのままで（広義の）公正な会計「慣行」といえるだろう¹。

また、「斟酌」とは、特別の事情がないかぎり公正な会計慣行によらねばならないという趣旨と解されているようだ²。より重要と思われるのは、「公正」であり、ここにいう「公正」とは何を含蓄するか、それはどう解釈されるかである。この点は後述する。

これに類するものとして、海外ではよく「真実かつ公正な概観」（true and fair view）と言われるが、会社の財務諸表（決算書）の「真実」と「公正」の解釈が論点になろう。ここでは、より広く世界をみることでわが国の法的判断（法構成と法論理）を相対化すること、この視点が大切である点だけ述べておきたい。

なお、ここで「慣行」と法との関係に少しふれておきたい。幾分古くなるが「日経新聞」02年9月3日の「経済教室」に「会計・監査『慣行』から脱却」（上村達男）という論考がある。そこでは、直接金融化の流れ→会計・監査の「慣行」からの脱却→法理論との関係（相互依存関係）の再構築が主張されている。上村教授が構想する「公開会社法」は、その発想の延長上にあり、企業会計を「慣行」ではなく法体系のなかで再構成するものといえる³。それだけ、（特に証券市場での）会計・監査の重要性が認識されているわけだが（「生命線」という表現に象徴されている）、こうした法体系が確立されれば、もはや「慣行」が争われることもなく、より整合性のある法理論のなかで争われることになるだろう。

ちなみに、「公正なる会計慣行」が争われた事件としては、判例データベースで「公正なる会計慣行」を検索すればでてくる。たとえば比較的新しい判例として損害賠償請求事件（株主代表訴訟、平成15年10月15日）、取締役解任等請求事件（平成17年9月21日）がある。また『会社法判例百選』（別冊ジュリストNo.180、2006年4月）の「83 公正な会計慣行と取締役の責任（大阪高裁判決、平成16年5月25日）」がある。いっそうの学習や資料として役立てられたい。

民事裁判での判断—会社法上の強制力

ところで、新たな会計基準等が導入された場合、いつから会社法上「公正な会計慣行」

¹ 「慣行」と「基準」については、最近刊行された武田隆二『会計学一般教程（第7版）』（中央経済社、2008年、172-76ページ）の一読をお勧めする。特に、企業属性が異なることで「慣行」も異なる、という点が重要であろう。

² 江頭憲治郎『株式会社法（第2版）』566ページ。

³ 「公開会社法」については、拙著『変貌する現代会計』（2008年、日本評論社）186、195ページで触れている。

として強制力（効力）をもつか、この点に触れておきたい。

新たな会計基準については、先にも少し述べたように、導入と同時に強制力をもつと解されるが、今回の裁判のように監督官庁が発する資産査定通達等かどうか、これが問題になる。この点に関して、東京地裁（05年5月19日）の民事判例が議論の参考になる。すなわち、この判例は、新たな会計処理の基準が唯一の「公正なる会計慣行」とされるための要件が示された事例として注目されるが、そこでは次の5つの要件があげられている（「判例時報」1900号参照）。

- ① 商法の会計帳簿の目的に照らし、社会通念上合理性があること。
- ② 変更に伴って企業会計の継続性確保の観点から支障が生じるような場合には、これに対する必要な手当がなされていること。
- ③ 改正手続きが適正なものであること。
- ④ 新たな基準が法令により企業会計の基準が定められた場合と同程度に一義的で明確なものであること。
- ⑤ 新たな基準に拘束される関係者に対し、当該基準が広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われた場合と同視し得る程度に、これが唯一の規範として拘束性を有するものであることの周知徹底が図られるべきであること。

いかにも法律家が定める要件といえるが、①がもっとも基本であるといえる。他の点については若干違和感がないわけではないが（例えば②の継続性確保の観点—適正な会計処理への変更はそもそも継続性の問題ではない）、これらの要件に照らして、問題の決算期に新基準が唯一の「公正なる会計慣行」となっていたとする原告の主張は認められないと判断したわけである。⑤にみられるような厳しい要件（手続的な要件）では、①の基本的観点が相当疑われても、まさに「ただちに違法とはいえない」とならざるをえないだろう。

ともかくも、たった一ヶ月後の刑事裁判の第二審（05年6月）では有罪判決が下され、ここに民事裁判（配当損害賠償事件）と刑事裁判とが食い違う判断がでることになる。今回取り上げている最高裁判決には、例えば先に挙げた判決理由（例えば⑤）にも、この民事裁判の判断が反映されている面がみえる。

最高裁判決の補足意見

最高裁判決の「主文」に続く（長文の）「理由」の最後に、ある裁判官が「私は、平成10年3月期における長銀の本件決算処理が、当時の会計処理の基準からして直ちに違法とすることはできないとする法定意見に与するものであるが、以下の点を補足して述べておきたい」（傍点は引用者）と、（筆者が気になる）補足意見が書かれている。ここでは、その意見の最後のくだりを幾分長くなるがそのまま引用しておきたい。

「…少なくとも関連ノンバンクに関しては、同通達上、税法基準の考え方による評価が許容されていると認められる余地がある以上、当時として、その枠組みを直ちに違法とすることには困難がある。

もっとも、業績の深刻な悪化が続いている関連ノンバンクについて、積極的支援先であること

を理由として税法基準の考え方により貸付金を評価すれば、実態とのかい離が大きくなることは明らかであると考えられていたものと推認される。このような決算処理は、当時において、それが、直ちに違法とはいえず、また、バブル期以降の様々な問題が集約して現れたものであったとしても、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財政状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点からみれば、大きな問題があったものであることは明らかと思われる」（傍点は引用者）

この補足意見は、無罪判決へのある種の“弁解書”のように聞こえないこともない。だが、そうではなく、次の点で重要であるように思える。すなわち、①実態とのかい離を（経営者は）知っていたことを（裁判官は）推認している、②直ちに違法とはいえないものの、企業会計の原則や証券取引法における企業会計の開示制度の観点から大きな問題があることは明らかと明言している。

法理上は直ちに違法とはいえないが、つまり直ちに「黒」とはいえないものの、明白な「白」ではない（法的グレー）。「直ちに」の常用句を借りるなら、さしずめ「直ちに適法」と言えるか、となる。そもそも唯一の「会計慣行」か、と問われればそう断定できるにはそれ相当の理由が必要になる。その「唯一性」で争うと、たとえば先の民事裁判での5つの要件による法構成が必要になるわけだが、その違法性の要件は刑事事件になれば一層厳しくならざるをえないだろう。よっぽどの理由がないかぎり、違法性を論証することは法理論として容易ではない。補足意見をして、(わが国の)会社法における法構成上の裁きの、いわば“限界”とみることはできないか。そして、この意見を書かれた裁判官の「正義」はどのようなものか、とりわけ（判決本文での）「これを破棄しなければ著しく正義に反する」とした「正義」とのかねあいで、それを垣間見たくなる意見表明ではある。

そこで、より大きな視点から、すなわち「公正」とは何かという視点から、この事件をみてみたい。

公正と真実性

先の旧商法 32 条 2 項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」での商業帳簿が、計算書類や付属明細書も含む商業帳簿の作成全般に関する規定になっていると解され、これが「包括規定」といわれるところである⁴。そして、会社法においてもその実質において異なるものではない。

となると、「公正」とは商業帳簿の作成目的に照らして解釈されることになるが、たとえば「その背後に法理念として債権者保護の精神が横たわっていることから推して、債権者の利害と株主の利害の調和において公正なという意味を含蓄するものと解される」とする見解がある⁵。そして、商業帳簿の作成目的は財政状態および経営成績を明らかにするものである以上、そこに「企業会計原則」での最高規範といわれる「真実性」の原則ともつながってくる。

このような観点にたつと、本事案での新基準（通達）が唯一公正な会計慣行かどうかは

⁴ 江頭前掲書 566 ページ参照。

⁵ 武田隆二「公正なる会計慣行」（神戸大学会計研究室編『会計学事典』所収）435 ページ。

別にして（その点で、旧基準も新基準も会計慣行となりうる）、特に債権者の利害が著しく損なわれているかどうか、争われることになりはしないか。端的に言えば、不良債権隠しかどうか、その「真実性」が問われるわけである。

ちなみに、当時の状況として、金融監督庁が検査忌避・妨害で長銀を刑事告訴したこと（平成 11 年 9 月）、また旧経営陣が粉飾決算を隠蔽するために組織的な検査忌避・妨害を行ったものとして東京地検が認定したこと（その後起訴猶予処分）、などはここでの「真実性」とのからみでおさえておく必要があるだろう。

SOX法での決算書の「真実性」－手続公正と純粋公正－

ここで、参考までに、大恐慌以来の市場改革といわれる米国「企業改革法（サーベンス・オクスレー法）」（SOX法）を本トピックとのかかわりで少しみておきたい。周知のように、02 年 7 月に成立した SOX 法では社長（CEO）および財務担当重役（CFO）は財務諸表の真実性に関する宣誓証明を行う必要がある。

しかし、注意すべきはそれが GAAP（一般に公正妥当と認められる会計基準）に基づくことの証明ではなく（手続公正）、無条件の純粋な公正性の証明（純粋公正）であるという点である。SOX 法での公正概念からすれば、決算書の真実性の宣誓はきわめて重いものになり、旧長銀の経営者は（仮に問題の決算書にそうした宣誓をしていたなら）また別の観点から裁かれるかもしれない。

ちなみに、そもそも会計の世界での真実性はいわゆる「相対的」真実性であり、それを支えているのが会計・監査のルールである（とりわけ「継続性の原則」）。つまり、ここでの「手続公正」である。それとは性格も次元も異にする「絶対的」真実性が求められるなら、それはいかにして論証可能なのか、という問題がでてきそうである。その点で、SOX 法の判例がでてくれば、とりわけ法と会計の乖離という点で、注目されるところである⁶。

「国策捜査」の限界？－検察の正義と裁判官の正義

ところで、先の「日経新聞」7月19日では、最高裁判決をして「公的資金投入に対する世論の批判を背景に、『国策』として進められた捜査の限界を示す形となった」と書いている。確かに、当時は公的資金の注入に対して責任者を罰すべという世論はあった。それにしても、もしこれが本当なら（はじめに責任者罰すべし）、逮捕された者はたまったものではない。ただ、捜査当局はもともと不正融資の特別背任罪で立件しようとしたが、時効（当時は5年）の壁で98年3月期決算の虚偽記載および違法配当に方向転換した、というのも事実のようだ。

元検事の半生を綴ったベストセラー田中森一『反転』（幻冬社。2007年）は、政治家などよく知られた実名が数多く登場して（そのなかには筆者の大学時代の後輩の元検事もでてくる）きわめて興味深く読んだが、そこに「国策捜査」の実態がリアルにでてくる⁷。著者

⁶ 詳しくは拙著『変わる社会、変わる会計』（2006年、日本評論社）トピック23「米企業改革法と会計・監査」、および拙稿「手続公正、予測分離、そして複式簿記」（『企業会計』03年10月号）参照。

⁷ 余談になるが、この国策捜査という点で、黒澤明監督の「天国と地獄」（1963年作品）のあ

にしてみれば、国策捜査によって人生がそれまでの光から闇に反転、転落した、というわけだ。

検事ないし検察の実態を垣間見るといふ点もむろん興味深いところだが、とりわけ考えさせられるのはそこでの「正義」とは何か、という点だ。世論に押される形の正義もあれば、世論に立ち向かう正義もあろう。さらには、あえて捜査をしないという（おかしな）「正義」もある⁸。さらには、それを裁く側の正義もある。先の最高裁判決の理由要旨を思い出せば、まさに「これを破棄しなければ著しく正義に反する」とした正義である。1つの「正義」に1つの法論理が付くともいえる。だが、バブル崩壊で多額の不良債権をかかえて破綻した長銀の債権者などの利害関係者からすれば、（一審、二審の判断が）「著しく正義に反する」ことなのかどうか。

ともかくも、「正義」といっても唯一ではなく、異なる立場によって多義性をもつ。法論理は1つの正義の後づけともとれる。そして、特定の「正義」を振りかざす前に、より大きな観点に立ってそれらを相対視する力が必要だ。たんなる法律論だけにとどまらず、むろんそれも重要だが、それを超えたところの「力」（時と人を見る眼識力）が必要のように思える。

（以上、08年9月25日）

追記

その後、『商事法務』08年10月5-15合併号に岸田雅雄教授の「旧長銀事件最高裁判決の検討」が掲載されている。最高裁の結論に「賛成」の論旨だが、比較的わかりやすく特に①唯一の「公正なる会計慣行」に関する排他性、②「慣行」の解釈、③「斟酌」の解釈、④会計慣行としての「明確性」、⑤本判決の射程範囲（影響力）など、さらなる議論のため一読をお勧めしたい。

なお、この岸田論文への興味深いコメントが磯崎哲也事務所のブログ（10月22日稿）に掲載されている。特に、本文で『『公正な会計慣行』とは』でも触れたが、会計「慣行」と会計「基準」についてのコメントを参照されたい。また、「成文法」に根ざす法体系と英米法的な考えに根ざす会計とはそもそもなじみにくい性格をもつとする点、またよりオープンな方向性はないのかといった点は、きわめて共感できるところである。もともとなじみにくい性格のものを成文法のなかで“無理にも”解かねばならない、その「なじみにくさ」が裁判の難しさを反映しているといえないか。いずれにしても一読をお勧めするブログである。

（08年10月23日）

る場面を思い出す。そこでは、誘拐犯の一味がまだ使用していない身代金のお札を新聞報道で見つけたとさせる場面があるが、これも映画の1シーンであるが一種の“国策捜査”といえる。⁸ ちなみに、田中森一氏は文芸春秋編『日本の論点2008』（文芸春秋）論点42で、日本の検察の正義とは何かに触れているが、特に、司法機関としての検察と行政機関としての検察の2つの顔、そしてあえて捜査をしないという「正義」に触れている点が重要だ。